

○ 佐賀県市町村職員共済組合組合会議員の旅費に関する規程

（昭和37年12月21日）
（佐共規程第5号）

改正 昭和48年 7月 5日規程第119号
昭和51年 2月27日規程第148号
昭和55年 8月22日規程第190号
平成 3年 3月 4日規程第267号
平成24年 2月27日規程第448号

（目的）

第1条 この規程は、佐賀県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）第25条の規定により、組合会の役員及び議員又は定款第17条本文の規定による選挙の当選人に対する旅費に関し必要な基準を定めることを目的とする。

（昭48規程119・平24規程448・一部改正）

（旅費の額及び支給の方法）

第2条 旅費の支給方法については、佐賀県市町村職員共済組合職員の旅費に関する規程（昭和37年12月21日規程第6号）の規定を準用し、旅費の額については、別表の額により支給する。

（平24規程448・一部改正）

（細則への委任）

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、施行細則で定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和37年12月21日から施行し、昭和37年9月29日から適用する。
- 2 旅費の支給額については、第2条の規定にかかわらず、特別の事情があるものを除き、当分の間、鉄道賃の額は、2等の運賃、船賃は、中級の運賃とし、特別車両料金は支給しない。

（昭55規程190・追加）

附 則（昭和48年7月5日規程第119号抄）

- 1 この規程は、昭和48年7月5日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合会議員の旅費に関する規程の規定は、昭和48年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年2月27日規程第148号抄）

- 1 この規程は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合会議員の旅費に関する規程の規定は、昭和51年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年8月22日規程第190号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和55年8月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合会議員の旅費に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、次項及び第4項に定めるものを除き、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新規程の規定及び別表の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対

応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

- 4 新規規程附則第2項の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月4日規程第267号抄）

- この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 改正後の佐賀県市町村職員共済組合組合会議員の旅費に関する規程の規定は、平成3年年4月1日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月27日規程第448号抄）

この規程は、公告の日から施行する。

| 鉄道賃 | 船 賃 | 車賃（1キロメートルにつき） | 日 当 （1日につき） | 宿泊料（1夜につき） | | 食 卓 料 1夜につき |
|------|------|----------------|----------------|------------|---------|----------------|
| | | | | 県 外 | 県 内 | |
| 1等運賃 | 上級運賃 | 37円 | 2,600円 | 13,100円 | 11,800円 | 2,600円 |

別表 旅費額表

（昭55規程190・平3規程267・全部改正）

備考

- 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合には限り、運賃、急行料金及び特別車両料金のほか、座席指定料金を支給する。
- 船賃の等級は、2階級、又は3階級に区分された場合をいう。
- 船賃の等級を設けない場合には、その乗船による運賃による。
- 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前項に規定する運賃のほか、座席指定料金を支給する。